

主務官庁の確認を受けた公共・公益法人等の一覧

(令和8年1月30日現在)

(注)指定期間内であっても寄附金の募集を終了している場合があります。

法人名	主たる事務所の所在地	主務官庁	寄附金の使途	指定期間
宗教法人 榊原神社	石川県かほく市大崎チ26番地	石川県	能登半島地震により滅失又は損壊をした榊原神社が所有する本殿、幣殿、拝殿、祭器庫、玉垣、狛犬、灯籠及び手水舎等の原状回復に要する費用	R6.7.6 ~ R8.8.31
宗教法人 愛宕神社	富山県氷見市森寺254番地	富山県	能登半島地震により滅失又は損壊をした鳥居及び灯籠の原状回復に要する費用等	R6.7.10 ~ R6.9.30
宗教法人 八幡宮	富山県小矢部市後谷688	富山県	能登半島地震により滅失又は損壊をした鳥居、玉垣及び灯籠の原状回復に要する費用等	R6.7.15 ~ R6.9.30
宗教法人 立正寺	石川県金沢市野町3丁目2番15号	石川県	能登半島地震により滅失又は損壊をした宗教法人立正寺が所有する向拝の原状回復に要する費用等	R6.10.9 ~ R7.10.31
宗教法人 醫師神社	石川県河北郡津幡町字川尻ヨ175番地	石川県	能登半島地震により滅失又は損壊をした醫師神社が所有する鳥居等の原状回復に要する費用等	R6.10.9 ~ R7.9.30
宗教法人 願正寺	石川県七尾市桧物町68番地	石川県	能登半島地震により滅失又は損壊をした願正寺が所有する本堂及び鐘楼堂、太子堂、灯籠、共同墓、寺方玄関、座敷廊下の原状回復に要する費用等	R6.10.23 ~ R9.10.23
宗教法人 石武雄神社	富山県氷見市堀田1370番地	富山県	能登半島地震により滅失又は損壊をした鳥居の原状回復に要する費用	R7.5 ~ R9.8.31
宗教法人 聖光寺	石川県輪島市輪島崎町1部181番地	石川県	能登半島地震により滅失又は損壊をした聖光寺が所有する墓地通路及び山門の原状回復に要する費用	R7.10.17 ~ R8.3.31